

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会



受賞おめでとうございます。
日々の安全就業に感謝いたします。



★令和6年度安全就業優秀・優良シルバー人材センター等が決定されました★

令和6年度安全就業優秀・優良シルバー人材センター等表彰団体は、安全就業優秀・優良シルバー人材センター等選定委員会において以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

受賞されたシルバー人材センター関係者の皆様、誠におめでとうございます。

【優秀賞】

- 大河原町シルバー人材センター(宮城県) **2度目の受賞**
- 富谷市シルバー人材センター(宮城県)
- 駒ヶ根伊南シルバー人材センター(長野県)
- 羽曳野市シルバー人材センター(大阪府)
- 西条市シルバー人材センター(愛媛県)
- 長洲町シルバー人材センター(熊本県)

【優良賞】

- 沼田市シルバー人材センター(群馬県)
- 杉戸町シルバー人材センター(埼玉県)
- 飯田広域シルバー人材センター(長野県)
- 大阪市シルバー人材センター西部支部(大阪府)
- 川西市シルバー人材センター(兵庫県)
- 嘉麻・桂川広域シルバー人材センター(福岡県)
- 須恵町シルバー人材センター(福岡県)
- 人吉市シルバー人材センター(熊本県)
- 玉名市シルバー人材センター(熊本県)

【優秀連合賞】

- 石川県シルバー人材センター連合会 **2度目の受賞**

【優良連合賞】

- 青森県シルバー人材センター連合会

★ 安全・適正就業強化月間 ★

我が国においては、少子高齢化が進展し、総人口は、令和5年11月1日現在、1億2,434万人と前年に比べ57万1千人減少となり、長期の人口減少過程に入っており、高齢者の労働力としての拡大が強く求められる中、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）の重要性とシルバー人材センターに対する地域社会の期待は一層大きなものとなっている。

このような中であって、安全就業において、令和5年度の重篤事故の件数は36件、そのうち就業中の事故は25件で前年度の19件から6件の増加、就業途上の事故は11件で1件の増加となっている。また、1ヵ月以上6ヵ月未満の入院を要した事故（後遺障害の事故を含む。）は、248件から293件と45件もの増加となり、非常に憂慮すべき状況である。

毎年、巡回パトロール、安全講習会などの安全対策を実施しているにもかかわらず、同様の事故が繰り返し発生していることから、下記3の事項について、各シルバー人材センターにおいて、特に1段ギアを上げて重点的に取り組む内容（下線部分）を会員並びに役職員が確認し合い、事故撲滅に向けて邁進することとする。

これにより本年度は少なくとも過去3年間で1番事故が少なかった年度の水準以下に重篤事故及び入院1ヵ月以上6ヵ月未満の件数を抑えることとし、そのための目標管理を行うこととする。

なお、今年度限りの措置として、緊急安全就業スローガンを追加し、会員一人ひとりが事故事例を「他人ごと」ではなく、「自らのこと」として認識し、安全就業の意識を高めるようにする。

他方、適正就業においては、業務の受注及び会員の就業について、行政からの指摘・指導も絶えないところである。

シルバー事業は、高齢者が健康で安心して「働く」ことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会に貢献していくことを目的としており、このことから日頃から安全・適正就業に対する意識の高揚を維持していくことが肝要である。

このため、本年も7月を「安全・適正就業強化月間」と定め、安全・適正就業について、全ての会員、役職員が、個人そして組織全体の問題として捉え、事故の撲滅と受注及び就業形態の適正化を図り、「安全・安心」なシルバー事業の展開を図ることとする。

1 安全・適正就業強化月間

令和6年7月1日から令和6年7月31日までとする。

2 全国統一スローガン

「安全は 無理せず 焦らず 油断せず」（令和5年度～7年度まで）

これに加え、昨年度の重篤事故の6割を占める墜落・転落事故の撲滅を念頭に今年度に限り緊急スローガンとして、以下のとおり定める。

「大丈夫 その慢心が 命取り」

3 シルバー人材センターで取り組む事項

(1) 安全・適正就業委員会の開催、「安全・適正就業対策基本計画」の策定及び事故の要因分析と具体的な防止策の徹底

(2) 重篤事故につながる就業の見直し

ア 危険・有害な作業は受託しないこと。(平成3年11月1日付高雇発40号通達)【シルバー人材センター安全就業の手引(第六改訂)P104~106参照】

また、伐木作業でのチェーンソーの使用、草刈作業における斜面や清掃作業における階段での作業について、徹底した対策を行うこと。

イ 作業別安全・適正就業基準に掲げる安全保護具の完全着用の徹底を図ること。

なお、保護帽(ヘルメット)・墜落制止用器具(安全帯)等の安全保護具を未着装のまま就業した場合、申し合わせによって事故の有無に拘わらず就業者には就業停止等の措置を講じるなど安全就業の徹底を図ること。

ウ 健康チェックや健康講話等の実施、健康診断の積極的な奨励などの健康増進策を図ること。

(3) ヒヤリ・ハット体験事例を収集し、要因を分析した対策を講じた事故の防止の徹底

(4) 損害賠償責任保険事故が多く発生し、保険財政が破綻寸前となっていることから、特に草刈作業における飛散防止対策の徹底を図ること。

(5) 就業途上における交通事故の防止

ア 交通安全に関する講習会の実施及び交通安全対策の徹底

イ 事故多発エリアのロードマップ等の作成

ウ 徒歩、自転車及びバイクでの事故の防止の徹底

特に、改正道路交通法の施行による自転車に乗る際のヘルメット着用の徹底及びサイクル安心保険への加入促進



(6) 安全就業対策の総点検の実施

ア 就業前、就業後の安全意識等の徹底

イ 機械器具の点検と整備の徹底

ウ 安全保護具の点検と整備の徹底

エ 巡回パトロール(特に、抜き打ちパトロール)の重点実施

オ 就業現場の総点検

カ 交通安全対策の徹底

(7) 安全就業の研修及び点検

安全就業に係る事例発表を含む研修会、講習会等の実施

(8) 適正就業ガイドラインに沿った業務運営の実施

ア 適正就業ガイドラインを活用した研修・周知(平成28年9月13日付け28全シ協発第125号)

イ 請負又は委任契約の「受注リスト」による点検等について(令和3年9月16日付け事務連絡)

ウ 契約書及び仕様書の作成・取交しの徹底

エ 会員と発注者の間に指揮命令関係が生じる請負契約又は委任契約について、

派遣契約への切り替え若しくは職業紹介の実施による雇用

- (9) 会員からの安全標語の募集、シルバー人材センター・施設・就業現場等への安全標語、垂れ幕、ノボリ等の掲示などによる会員すべての安全意識の徹底
- (10) 会報等への安全意識啓発のための特集記事の掲載
- (11) 会員に対して安全意識啓発及び情報の共有化を図るための資料等の配付など
- (12) 月間中における「安全意識高揚の日」の設定及び安全表彰の実施

4 シルバー人材センター連合本部で取り組む事項

- (1) シルバー人材センターに対する上記3の指導・助言
- (2) 安全大会の実施及び安全表彰の実施
- (3) 安全・適正就業に関する研修会、講習会等の実施
- (4) 巡回パトロール（特に、抜き打ちパトロール）の実施
- (5) シルバー人材センターの月間行事の実施についての指導・援助
- (6) 安全就業及び適正就業に係る取組事例等の情報収集、作成・提供

5 事故撲滅のための目標管理

各シルバー人材センター及び連合本部において、当該センター及び連合における令和3年度から令和5年度の重篤事故及び1ヵ月以上6ヵ月未満の入院の事故件数の中で一番少ない年度の件数をそれぞれ本年度の事故件数の上限として目標設定し、目標管理を行うこととし、年度途中においてこの上限を超えるペースで事故が発生している場合は、上記3及び4の取組を緊急的に追加実施するなど事故撲滅に向けた取組を徹底すること。

なお、全シ協においても全国の状況を把握し情報提供するとともに、必要により、個別に状況把握、特別指導等を行うこととする。

6 強化月間における実施と併せて年間計画を策定し、効果的に取り組むこと。